

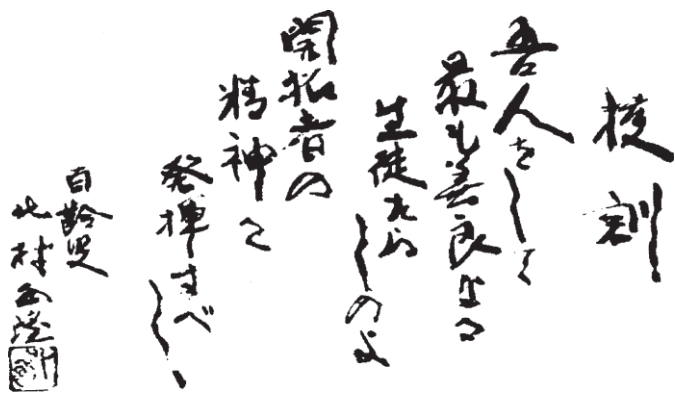
応 援 歌

第 1 号

1. 天の麗光身に浴びて
望みに生ける丈夫が
朝鍛暮練の手並をば
今ぞ表わす秋到る
2. 玲瓏天声さながらに
鳴くや雁秋高し
雄途や我に待つならん
いざ立て友よさらば行け
3. 疾風砂塵捲かば捲け
狂乱天を打たば打て
尊き使命を果たすべく
勇心卓犖胸にあり
4. 秋穹窿の気は澄みて
包みかねたる鋒先を
鳳翼翔りて天駆けば
群鷄あせり狂うのみ
5. さあれ興廢この一挙
手練の鋒のたゆみなく
鉄腕よしや折るとも
血染めの桜咲かせみん
6. 勝ち鬨あがり血は淀み
若き誉の栄冠に
あゝ燦乱の陽の光
永遠に誇らん我が勝利

第 2 号

1. 秋錦繡を競う時
臥薪嘗胆業なりて
ここに立ちたる我が選手
勇士の姿君看ずや
2. 星いまだ浅けれど
将冠おろしにきたえたる
我等が意気は天を突き
熱血あふれ砂塵飛ぶ
3. 使命は重し一筋に
奮えや奮え我が選手
スパルタ武士をさながらに
いざや飾らん月桂冠



校章の由来

この校章は校名が昭和26年4月、長崎県立佐世保商業高等学校と変更になった際制定されたものである。

構図のペンは事務系の学業を習得し、それを一生の職業とすることを目標とする学校であることを意味する。また、ペンを抱いて大空へ飛翔せんとする翼は、未来への勇飛、飛躍、明日をきり拓かんとする意志、すなわち本校創立時よりの校訓「開拓者精神」を象徴したものである。

校 歌

♩ = 86~104

作詞 坪井盛市作曲 岡

くもいになーてるえーほしだけかー
けすくすれずゆるーぎなきけ
だかきすーがたあおーぎつつま
なびのわざをいそしみてち
とくをいーよよみがかなむ

世界の平和あらたなむ

生活豊かにいそしみて

自由の学舎守りつつ

文化のうしお満ち満ちて

一、紫匂う佐世保港

智徳をいよよ磨かなむ

学びの業をいそしみて

けだかき姿仰ぎつつ

かけず崩れず動きなき

一、雲井に峙てる烏帽子岳

第 3 号

1. 烏帽子ヶ岳の一角に
陽光さんと輝きて
集いし力ここにあり
友よ今ださらば行け
2. 秋空晴れて雲もなく
日頃鍛えし我が腕
血しぶき上げる闘魂は
スパルタ武士をさながらに
3. 天の麗光身に浴びて
雄々しく立てる我が選手
行けよ羽ばたけ若人よ
最後の勝利を握るべく
4. 雄たけび上ぐる闘魂に
疾風砂じん捲けるとも
むらがる波頭をけちらさん
見よや佐商のこの意気を
5. 戦いやみて日は沈み
若き誉の栄冠は
友の頭上に輝きて
永遠に讃えんこの勝利

第 4 号

1. 起て若人よ力の限り
日頃の練磨競う秋
君よ希望の大地ゆけ
君よ希望のああ大地ゆけ
2. 見よ若人の血汐のひびき
母校の栄光一筋に
打てや白球影遠く
打てや白球ああ影遠く
3. 勝て若人よ輝く舞台
誉の歓喜世に響く
君が感激空高し
君が感激ああ空高し

第 5 号

1. 古き歴史と伝統を守りて
ここに八十年ぞ
母校の榮譽身にうけて
ああ若人の血はおどる
佐商 佐商 われらの佐商
2. 烏帽子ヶ岳に靈気充ち
清新あふれる学舎に
将冠おろし鍛えたる
ああわが鉄腕今ぞなる
佐商 佐商 われらの佐商
3. 天に旭日地にめぐみ
希望の丘は輝けり
やがて進めん若人が
ああ決戦のオリンピヤ
佐商 佐商 われらの佐商

目 次

校 章 の 由 来	1
校 歌	1
応 援 歌	1
学 校 沿 革 概 要	3
校訓・本校の教育方針	4
学 則	5
諸 内 規	6
生 徒 心 得	6
生 徒 会 機 構 図	9
生 徒 会 規 約	9
部 活 動 名	13
部活動規定（抜粋）	13
部室使用上の生徒心得	14
図 書 館 利 用 規 定	14
賞 罰 規 定	15

学校革概要

大正 12. 2. 23	設立認可
同 12. 4. 16	佐世保市八幡町仮校舎にて開校
同 14. 4. 18	佐世保市保立町1番地（現梅田町10-11番地）に新校舎竣工
同 14. 4. 27	開校式挙行
昭和 19. 3. 21	長崎県学則変更により長崎県立佐世保第二工業学校に転換さる
同 21. 4. 1	学則変更により長崎県立佐世保商業学校に復活する
同 23. 4. 1	学制改革により校名変更、長崎県立佐世保商業高等学校となる
同 23. 11. 1	長崎県立佐世保工業高等学校と統合、長崎県立佐世保商工高等学校となる
同 26. 3. 31	長崎県立佐世保商工高等学校廃校
同 26. 4. 1	長崎県立佐世保商業高等学校設置
昭和 47. 4. 1	情報処理科新設
同 50. 6	新校舎敷地造成工事完了
同 52. 11. 10	新校舎第1期（普通教室・管理室棟）竣工
同 53. 11. 1	新校舎第2期（特別教室棟）竣工
同 54. 1. 22	体育館竣工
同 54. 3. 20	格技場竣工
同 54. 3. 23	新校舎第3期（特別教室棟）竣工
同 54. 3. 26	校舎移転
	～28
同 55. 3. 20	新校舎第4期（特別教室棟）竣工
同 59. 11. 6	多目的コート校訓碑竣工
同 61. 2. 17	セミナーハウス（葉商館）竣工

平成 3. 4. 1 国際経済科新設同
 同 8. 3. 29 第2体育館竣工
 同 9. 3. 25 テニスコート・ハンドボールコ
 ート改修工事竣工
 同 9. 4. 1 商業科(1学級)が国際経済科
 (1学級)に改編される。
 同 9. 4. 19 歴史資料館開館
 同 14. 4. 1 総合ビジネス科に改編
 同 17. 4. 1 総合ビジネス科(1学級)が国
 際コミュニケーション科(1学
 級)に改編される
 同 20. 2. 28 第2グラウンド整備完了
 同 21. 1. 9 第1グラウンド整備完了
 同 22. 3. 15 アーチェリー場及び部室竣工
 (82.00 m²)
 同 28. 2. 9 セミナーハウス外部改修工事
 竣工
 同 30. 3. 16 特別教室棟外部改修工事
 平成 30. 4. 1 総合ビジネス科(5学級)が会
 計ビジネス科(2学級)、情報
 マーケティング科(2学級)に
 改編される
 同 30. 12. 24 普通教室棟外部等改修工事竣
 工
 同 31. 3. 29 クラブハウス改築工事竣工
 令和 1. 12. 20 渡り廊下棟外部改修工事竣工
 同 2. 11. 6 体育倉庫改修工事竣工
 同 2. 11. 20 新教育無線LAN配線工事竣
 工
 同 3. 1. 31 中庭改修工事竣工
 同 3. 2. 21 語らいのハウス等改修工事竣
 工
 同 3. 2. 24 通学路道路灯改修工事竣工
 同 4. 2. 18 第1体育館内部改修工事竣工
 同 4. 2. 25 第1パソコン室改修工事竣工
 同 4. 10. 12 エレベーター棟増築等工事竣
 工

校 訓

吾人をして最も善良なる生徒たらしめよ
 開拓者の精神を発揮すべし

本校の教育方針

本県の教育方針・努力目標に基づき

○ 教育目標

青年を大人へ、さらには紳士・淑女への理念のも
 と、「生きる力」を身に付けさせ、地域社会に貢献で
 きる人材を育成する。

1 経営方針

専門教育における新しい取組や新技術の導入を積
 極的に推進するなど、商業教育の拠点校および外国
 語教育の先進校としての責務を果たし、地域ひいて
 は長崎県内で存在価値のある佐商づくりをおこなう。

2 目指すべき学校像

- (1) 明るく元気な佐商
- (2) 進路保障のできる佐商
- (3) 地域に貢献できる佐商
- (4) 規律ある佐商
- (5) 確かな学力を持った佐商
- (6) 部活動が活発な佐商

学 則

め県教育委員会の承認を得た日

[単位認定及び卒業]

総 則

目 的

第1条 この学則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号第4条）及び長崎県立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第3号）により、長崎県立佐世保商業高等学校（以下「本校」という）について、必要な事項を定めることを目的とする。

[学科及び生徒定員]

第2条 本校に次の課程をおく。

- ・会計ビジネス科
- ・情報マーケティング科
- ・国際コミュニケーション科

第3条 本校の生徒定員は県教育委員会の定めるところによる。[修業年限]

第4条 修業年限は3年とする。

第5条 教育課程及び授業時数は学習指導要領の基準により別に定める。

[学年、学期及び休業日]

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を分けて次の3学期とする。

- 第1学期4月1日から8月31日まで
- 第2学期9月1日から12月31日まで
- 第3学期1月1日から3月31日まで

第8条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国の定める祝日
- (2) 日曜日・土曜日
- (3) 学年始め休業日
(4月1日から4月7日まで)
- (4) 夏季休業日
(7月21日から8月31日まで)
- (5) 冬季休業日
(12月25日から翌年1月7日まで)
- (6) 学年末休業日
(3月25日から3月31日まで)
- (7) 開校記念日（11月2日）
- (8) 以上のほか校長が教育上特に必要と認

第9条 成績評価、単位認定に関する規定は別に定める。

第10条 生徒が定められた教育課程を履修し、その成果が満足すべきものである場合、校長は卒業を認定する。

[入学、休学、退学、転入学及び転学]

第11条 入学を志願する者については、校長は別に定められた規定により選考の上許可する。

第12条 入学を許可された者は所定の誓約書及び住民票（抄本）を校長に提出しなければならない。

第13条 生徒及び保護者が転居その他身分上の変動があった場合は、直ちに校長に届け出なければならない。

第14条 休学、退学、転入学及び転学に関する規定は別に定める。[授業料]

第15条 授業料はその月の15日までに納付しなければならない。[懲 戒]

第16条 校長は、生徒の行為が校則及び生徒の本分に反すると認めたときは、法の定めるところにより懲戒することができる。

付 則

第17条 この学則に規定しない事項はすべて学校教育法・同施行令・同施行規則・及び長崎県立学校管理規則による。

諸 内 規

1 忌 引 日 数

父 母	7日
祖 父 母	3日
兄 弟 姉 妹	3日
曾 祖 父 母	1日
伯 叔 父 母	1日

2 登下校時刻

- (1) 登校時刻 午前8時35分まで。
- (2) 下校時刻 午後5時とする。ただし部活動を行っている者は午後7時まで認める。

生 徒 心 得

本校生徒は、常に生徒としての本分を自覚し、本校の教育方針に従って一般教養を深めるとともに、商業及び外国語に関する知識・技能を身につけ、望ましい職業観やマナーを培い、国際的視野に立って社会の向上発展に寄与する人間を目指さなければならない。

そのために、日々の健康に留意し、学業に全力を尽くし、本校の教育活動を通して健全な心身と好ましい人間関係をつくとともに、自律心を養い基本的生活習慣の確立に努めなければならない。

ここに日常生活の大綱を定め、学校生活の指標とする。

- 1 本校では、高校生として当然守るべき事項として以下のことについて禁止する。
 - (1) 法に抵触する行為全般
 - (2) 金銭の貸借
 - (3) 風紀上有害と認められる場所への出入り
 - (4) ネット上などでの誹謗・中傷・不適切な投稿
 - (5) 深夜(午後11時から翌日4時)の外出(保護者同伴を除く)

2 学校生活について

- (1) 本校生として自覚を持ち、学校の秩序を尊び、自主的・積極的に学業に励み、本校の教育活動を通して自己の向上と校風の高揚に努めましょう。
- (2) 職員や来客に対して明るく元気よく挨拶しましょう。また、生徒間においても挨拶をかわし、信頼と友愛に満ちた明るく爽やかな気風をつくりましょう。
- (3) 登下校においては、交通道德を守り規律と安全に留意し、軽率な行動を慎みましょう。万が一事故に遭った場合には、直ちに警察・消防等関係機関に及び家庭・学校に連絡してください。
- (4) 交友・交際については、互いの人権を尊重し、常に公明を心がけ、誤解を受けたり風紀を乱したりすることがないようにしましょう。

- (5) 校舎内外の清掃美化に心がけ、環境の整備に努めるとともに、室内では静粛にしましょう。
- (6) 校舎内の公共物は良心的に取り扱い破損しないように注意しましょう。万が一破損したときは直ちに届け出ましょう。
- (7) 災害・盗難の予防に留意し、安全経路の確認、所持品の管理に努めましょう。
- (8) 深夜の外出は控えましょう。やむを得ず外出をする必要がある場合は、必ず保護者等に同伴してもらいましょう。
- (9) 校舎内でのスマホ等の無許可での所持・使用は原則禁止です。(ただし、「携帯電話の取扱いに関する同意確認書及び申請書」を提出した生徒は語らいハウスのみ使用可としています。)
- (10) 午前8時35分を過ぎての入室は遅刻となります。一度職員室に寄り、遅刻等を届け出て、許可を得てから入室しましょう。
- (11) 校内での無許可による掲示・印刷物の配付及び販売については禁止しています。掲示・配付・販売をする場合は、生徒支援部の担当の先生に許可をもらいましょう。

3 容儀について

- (1) 本校の「制服」は、購入時の状態で着用するものとする。ただし、制服を譲り受けた場合は、生徒支援部による確認を受け、許可を得た状態で着用することとする。
- (2) 式典とは、以下の通りである。
入学式、卒業式、各学期の始業式及び終業式、学校が定める特別な行事
※ 式典時は(3)に定める「正装」とする。
- (3) 本校における「正装」とは、以下の通りである。

令和6年度以前の入学生

ブレザー、ベスト、リボン、
スラックス or スカート、靴下(白)
※ タイツやストッキング(ともにベージュ)は可とする。

※ ただし、1学期の終業式と2学期の始業式については、夏服も可とする。

令和7年度以降の入学生

ジャケット、ネクタイ or リボン
(どちらともグレー)

スラックス or スカート
(ヒダスカート、タイトスカートどちらも可)、靴下(白)

※ タイツやストッキング(ベージュ)は可とする。

※ ただし、1学期の終業式と2学期の始業式については、夏服も可とする。

- (4) 容儀・身だしなみについて
身だしなみは、社会に出たときの印象を左右する大切な要素です。
日常生活から清潔感を心がけるようにしましょう。

● 頭髪

- ・前髪は目にかかっていないこと。
- ・襟元を越えてないこと。
- ※ 超えている場合は、ゴム(黒・紺・茶を基調とする単色)で結ぶこと。

【原則禁止項目】

- ・パーマ、カール、染色、脱色などの加工
- ・眉を短くしたり、細くしたりするなどの加工
- ※ 特別な事情がある場合は届け出ること。

● ズボン

- ・ズボンの裾は、床に触れていない長さにする
- こと。
- ・黒・茶色を基調としたベルトを着用している
- こと。

● スカート

- ・スカートの裾は、膝が隠れる程度にすること。

● 靴下

- ・白、黒、紺色の靴下(ワンポイントまで可)を着用すること。
- ※ ライン入りやルーズソックスは不可
- ・ストッキング及びタイツはベージュ又は黒を着用すること。

● 靴

・黒や茶を基調とした革靴または、白、黒、茶を基調としたスニーカーを履くこと。

● その他

・ピアス・ネックレスなどの装飾品を着用しないこと。

・化粧をしていないこと。

※ 色付きリップ・カラーコンタクト・色付きの日焼け止めの使用も化粧に含む

・防寒具等を使用する場合は黒・紺・茶を基調としたものを着用すること。

※ 生徒玄関で着脱すること。

・膝掛けを使用する場合は、教室内でのみ使用すること。

※ 移動時はたたんで持ち歩くこと。

制服の移行期間、防寒具等の使用期間については設けていません。各自で判断しましょう。

4 公共交通機関利用上のルールとマナーについて

(1) 本校生徒心得の精神に則り、公共交通機関の利用についても「本校の生徒である」との自覚と品位を保つ行動をしましょう。

(2) 乗車券、定期券の改ざんや他人の定期券・有効期限の切れた定期券の使用は絶対にならないようにしましょう。

(3) 他人に不快感を与えることは絶対にならないようにしましょう。

① 車内で飲食

② 大声で会話、騒ぐ等の行為

③ 携帯電話・スマートフォンの不必要な使用

④ 座席シートなどへの落書きや破損行為

(4) 荷物は前に抱えるなど他の乗客に配慮しましょう。

(5) 出入口付近をふさがないようにしましょう

(6) 乗務員・一般乗客とのトラブルが生じないように心掛けましょう。

(7) 自分の荷物は空いた座席に置かず、自分の膝の上に置くか、荷物棚に置きましょう。

5 その他

(1) 各種運転免許の取得は原則禁止とします。ただし、3年次に限り、取得を認めます。その際は、必ず許可申請を行ってください。

(2) 遅刻、早退、忌引、欠課、欠席等は、事前に保護者から学級担任へ電話もしくはclassiにより連絡を行ってください。遅刻の場合は、登校したら「遅刻届」に必要事項記入の上、先生にサインをもらいましょう。

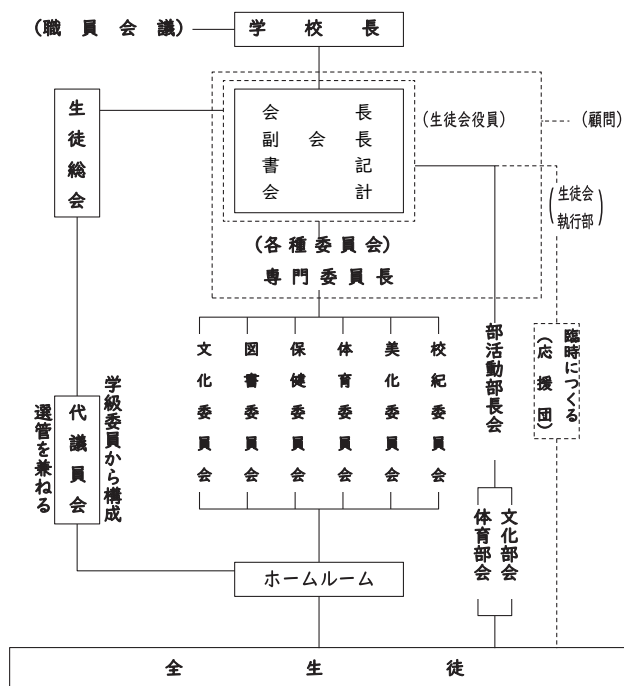
(3) 病気・怪我等でやむを得ず異装をして通学する場合は、学級担任に「異装願」を提出し、生徒支援部へ届け出て、学校長の許可を受けましょう。

(4) アルバイトは長期休業中以外、長期休業終了直前2日前は行わず、学業に専念しましょう。長期休業中アルバイトをする場合は、生徒支援部より「アルバイト許可書」を発行してもらい、以下の点について禁止する。

① 風俗営業および危険を伴う職場での就労

② 午後7時から午前5時までの就労

生徒会機構図



生徒会規約

総則

- 1 本会は長崎県立佐世保商業高等学校生徒会と称する。
- 2 本会は、自治精神に基づき、生徒の学校生活を規律化し、健全な民主精神に満ちた学校を育成することを目的とする。
- 3 本校に在籍する生徒は、全て正会員とする。したがって、全生徒が会員としての権利を持つとともに会員としての義務と責任を持たねばならない。
- 4 本会は、本校教職員の助言と指導により運営するため、本校教職員は、すべて名誉会員とする。ただし、本会の投票権を有しない。
- 5 本会は、名誉会員中より校長の任命により顧問教師を若干名置く。

生徒会役員

- 1 会長、副会長、書記、会計を生徒会役員と称する。
- 2 本会には、右役員を置く。会長1名、副会長2名、書記4名（うち2名は1年）、会計4名（うち2名は1年）。
- 3 生徒会長、副会長、書記は、推薦または立候補により正会員の総選挙をもって選出する。
- 4 会計は、生徒会長、副会長の推薦で選出する。
- 5 生徒会役員は、学校長の承認をもって委嘱する。
- 6 会長は、生徒会を代表し、会務を総括する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、職務を代行する。
- 8 書記は、本会の記録および書類を整理保管し、会長、副会長に支障があるときは、これに代わる。
- 9 会計は、本会の会計に関する責任を持ち顧問教師の監督のもとに会計事務を行う。ただし、会費徴収および支出の直接の取扱いは学校事務室にて行う。
- 10 役員の内任期は、1カ年（11月改選から翌年11月）で再任を妨げない。事故等補充時の任期

は、前任者の残任期間とする。

- 11 生徒会役員は、原則として各種委員との兼任を認めない。
- 12 生徒会役員は、生徒会の中核機関としての生徒会行事、その他必要事項およびホームルーム、各種委員会の提案事項を審議決定し、実行する。
- 13 生徒会役員は、毎月初めに定例会を開くほか、顧問教師または会長の要請により、随時会合を開くことができる。
- 14 生徒会役員の解任は、正会員100名以上の署名申請書が代議員会に提出されたとき、このための表決を総会で行わなければならない。その表決は出席会員の3分の2以上の賛成が必要である。
- 15 解任は、新役員就任と同時に行う。

組 織

1 生徒総会

- (1) 生徒総会は在籍生徒の3分の2以上の出席で成立する。
- (2) 生徒総会は最高の議決機関であって、会長または代議員の要請によって開くことができる。
- (3) 生徒総会に提出される議案は、予め会員に周知されなければならない。
- (4) 生徒総会の議長および副議長は、代議員会の議長、副議長がこれにあたる。
- (5) 生徒総会の議事は、出席会員の過半数をもって決定する。賛否同数の場合は、議長がこれを裁決する。
- (6) 生徒総会における議決は、すべて学校長の承認を得て効力を発する。

2 代議員会

- (1) 代議員会は、各ホームルームより選出された2名の学級委員（学級委員長または副委員長）で構成する。
- (2) ①代議員会は、生徒に関する議題を選定し、審議する。

②緊急を要する事項については、代議員会の決議をもって最終決定とすることができ。ただし、その決議事項についてはできるだけ早い時期に生徒総会に報告して、その承認を得なければならない。

- (3) ①代議員会は、互選により議長・副議長および記録委員を各1名選出する。
②代議員会の議長・副議長および記録委員は、学校長が任命する。
③議長は、代議員の長としてその運営にあたる。副議長は議長を補佐し、議長に支障あるときは、その職務を代行する。
④議長・副議長および記録委員の任期は、前期（4月から8月まで）、後期（9月から翌年3月まで）とし、再任を妨げない。事故等補充時の任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 代議員会は、次のように開催する。
①代議員会は、必要に応じて開く。
②代議員会は、全代議員の4分の1以上または会長の要請により全代議員の3分の2以上の出席をもって開催する。
③前項の規定にかかわらず、学年末に3年生が登校していないときは、1・2年生の代議員の3分の2以上をもって開催することができる。
④議事は、出席代議員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長がこれを裁決する。
- (5) 代議員会には、生徒会役員およびその会議に必要な各ホームルーム各種委員の委員長・副委員長は出席しなければならない。

3 各種委員会

- (1) 生徒会には、各種委員会と称する次の各委員会を設ける。
校紀委員会、美化委員会、保健委員会、体育委員会、図書委員会、文化委員会
- (2) 各種委員会は、委員長1名、副委員長2名を互選により選出する。協議事項およ

- び活動状況を記録し、保存しなければならない。
- (3) 各種委員会の専門委員長は、生徒会役員とともに生徒会執行部を組織し、各種行事の企画・運営を行う。
- (4) 各種委員の選出については、毎年前期（4月～9月）、後期（10月～翌年3月）の2期制とし、委員の兼任は認めないが、前期・後期の連続就任はこれを妨げない。
- (5) 校紀委員会
- ① 校紀委員会は、各ホームルームから2名選出された校紀委員で構成する。
 - ② 本委員会は、校風刷新、校内生活の補導を主な業務とする。
 - ③ 本委員会は、学校の生徒処罰問題については、権限を認めない。
 - ④ 本委員会は、各期初めに定例会を開くほか生徒指導部主事、生徒会長または校紀委員長長の要請により会合を開くことができる。
- (6) 美化委員会
- ① 美化委員会は、各ホームルームから2名選出された美化委員で構成する。
 - ② 本委員会は、校舎内外の清掃美化、整理を主な業務とする。
 - ③ 本委員会は、各期初めに定例会を開くほか、生徒指導部主事、生徒会長または美化委員長長の要請により会合を開くことができる。
- (7) 保健委員会
- ① 保健委員会は、各ホームルームから2名選出された保健委員で構成する。
 - ② 本委員会は、保健関係の行事および生徒会全員の健康、衛生管理などを主な業務とする。
 - ③ 本委員会は、各期初めに定例会を開くほか、保健主任、生徒会長または保健委員長長の要請により会合を開くことができる。
- (8) 体育委員会
- ① 体育委員会は、各ホームルームから2名選出された体育委員で構成する。
 - ② 本委員会は、体育関係の行事の準備・運営などを主な業務とする。
 - ③ 本委員会は、各期初めに定例会を開くほか、体育科主任、生徒会長または体育委員長長の要請により会合を開くことができる。
- (9) 図書委員会
- ① 図書委員会は、各ホームルームから2名選出された図書委員で構成する。
 - ② 本委員会は、学校図書館のカウンター業務及び読書推進活動を行い、学校図書館の充実発展を図ることを目的とする。
 - ③ 本委員会は、各期初めに定例会を開くほか図書主任、生徒会長または図書委員長長の要請により会合を開くことができる。
- (10) 文化委員会
- ① 文化委員会は、各ホームルームから2名選出された文化委員で構成する。
 - ② 本委員会は、文化関係の行事及び学校新聞、生徒会誌、生徒会報などの編集、発刊を行うことを業務とする。
 - ③ 本委員会は、各期初めに定例会を開くほか生徒会主任、生徒会長または文化委員長長の要請により会合を開くことができる。
- 4 部活動部長会
- (1) 部活動部長会は、体育部会と文化部会からなる。
 - (2) 各部会は、部活動の部長・副部長からなる委員で構成する。
 - (3) 本部長会は、部活動における重要事項を決定し、各部の連絡調整、部活動行事の企画、学校から提出された部活動予算案の審議を主な業務とする。

- (4) 本部長会は、生徒会長または部長の要請により会合を開くことができる。

5 ホームルーム

- (1) ホームルームには、学級委員（学級委員長1名、副委員長2名）を置く。
- (2) 学級委員、各種委員を総称として学級役員という。
- (3) 学級委員の選出については、毎年前期（4月～9月）、後期（10月～翌年3月）の2期制とし、委員の兼任は認めないが、前・後期の連続就任はこれを妨げない。
- (4) ホームルームは、生徒会活動についての研究・討論・審議を行う。
- (5) ホームルームは、全員の4分の1以上の生徒、クラス正副担任教師、生徒会長または代議員会の要請により会合を開くことができる。
- (6) ホームルームにおいて決議された事項は、代議員会及び生徒会役員に提出されなければならない。

選 挙

- ① 生徒会役員改選は、毎年11月に行う。
- ② 選挙管理委員は、クラス代議員2名がこの任にあたる。
- ③ 選挙管理委員会は、選挙の計画及び施行の監督を行う。
- ④ 生徒会役員として立候補しようとする会員は、選挙管理委員会に申し出て申請書の交付を受け、15人以上の推薦者の署名を得た後、選挙期日10日前までに選挙管理委員会に提出しなければならない。
- ⑤ 生徒会役員候補の告示にあたっては、定員以上の候補者を必要とする。
- ⑥ 生徒会役員選挙は、立候補制とし、全会員による無記名投票により、得票数の多い者から選出する。
- ⑦ 役員解任の要求が成立したときおよび役員

に欠員が生じたときは、その日より20日以内に選挙を行う。ただし、現生徒会役員、代議員の議長、副議長は、現職のまま立候補することはできない。

- ⑧ 選挙管理委員会は、当該選挙の目的達成と同時に解散する。

会 計

- 1 生徒会会員は、会費を納入する義務を負う。ただし、休学者は納入しなくてもよい。
- 2 会計年度は、毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。
- 3 金銭出納その他会計上の事項は、すべて学校当局へ委任する。
- 4 生徒会役員は、予算および決算報告を毎年代議員会、生徒総会および校長に報告し、公表しなければならない。

補 足

- 1 本会規約の改正は、会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 2 改正の原案は、代議員会で作る。
- 3 本会の運営上別に細則を設ける場合は、代議員の3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 4 本会規約は、昭和26年4月1日より実施する。

(改 正) 平成2. 3. 1
平成4. 4. 1
平成13. 4. 1
平成25. 4. 1
平成27. 4. 1
令和2. 12. 1

以上

部活動名

部活動規定（抜粋）

【運動部】

野球（男）
ソフトテニス（男・女）
バスケットボール（男・女）
卓球（女）
バレーボール（女）
陸上競技（男・女）
ソフトボール（女）
ハンドボール（女）
サッカー（男）
アーチェリー（女）

【文化部】

家庭
美術
情報メディア
英会話
茶道・華道
商業クラブ
放送・報道
吹奏楽
簿記計算
バトントワリング
図書同好会

部の休廃部に関する規定

- 1 正常な部活動がなされないと顧問が判断したときは理由を付して部活動運営委員会に届け、審議を経て休部することができる。休部の届け出は随時とし、予算は届け出と同時に執行を停止する。休部中の生徒の自主的な練習は認める。
- 2 休部した部の復活の希望がある場合は、休部後1年以内に限り復活を認める。責任者（生徒部長）は、希望者全員連名のうえ所定の様式により復活願を提出しなければならない。部活動運営委員会の審議を経て、部活動顧問会議に諮り、学校長の許可を受けて復活を許可する。
- 3 休部した部が、2年以内に復活の見込みがないときは、事情調査のうえ、部活動運営委員会で審議し、部活動顧問会議に諮り、職員会議の決定を経て廃部とする。

（改正）平成16年4月1日

部室使用上の生徒心得

図書館利用規定

部室使用生徒は、この心得を必ず守ること。

1 部室の使用

- (1) 部室は、放課後における部活動のためのみ、使用すること。平常授業日においては、始業時刻より終業時刻までの使用を禁止する。ただし、早朝練習のため部室を使用する部は、顧問の指導の下で使用することを認める。
- (2) 例外として、対外試合遠征準備、用具の手入れ、その他必要なときは、顧問の指導の下で部室を使用することを認める。
- (3) 部員以外の生徒の出入りは、禁止する。
- (4) 部室には、授業に関係する教科書類を置かないこと。
- (5) 部室を更衣および用具保管以外の目的で使用しないこと。

2 部室の清掃

- (1) 部室の清掃は、放課後または練習終了後を原則とする。
- (2) 運動用具、運動着等は整理整頓し、部室は常に清潔であること。

3 鍵の取扱い

- (1) 部室の鍵は、生徒会で準備したものを使用し、紛失あるいは使用不能になった場合は、ただちに生徒会に申し出て、補充をしてもらうこと。鍵は所定の場所に返却すること。ただし、紛失した場合は原則として弁償させる。
- (2) 部室を使用していないときは、常に施錠の状態にしておくこと。

以上の規定に違反することが度重なる部は、生徒心得に準じ、部室の使用を一時停止する。

(補 則) 昭和60年 7月18日

(改 正) 平成16年 3月31日

(改 正) 平成25年 4月1日

図書館はすべての生徒のものであり、多くの人が利用する公共の場でもあります。本や備品を大切にし、静かな雰囲気の中で読書や学習ができるようにしましょう。

1 開館日時

- (1) 原則として授業設定日に開館する。
- (2) 開館時間は昼休みと放課後とする。

(授業での利活用も可。)

2 貸出・返却

- (1) 貸出冊数は1人3冊までとし、貸出期間は1週間とする。長期休暇中は1人5冊までとし、返却日を指定する。
- (2) 館外貸出希望者は、希望図書を提示し、係職員または係生徒の確認を得てから借りる。
- (3) 禁帯出ラベル図書、新聞、雑誌等は原則として館外貸出をしない。
- (4) 貸出手続きを終えた図書は、転貸をしてはならない。
- (5) 返却する場合は、本をカウンターに持参するか廊下の返却箱に入れる。
- (6) 貸出を延長する場合は1回のみとする。

3 その他

- (1) 図書館内での飲食は禁止する。
- (2) この規定に違反する者は閲覧を停止し退館(室)を指示することがある。
- (3) 借覧中の図書を万一紛失、破損した場合は直ちに係職員に届けてその指示に従う。なお、状況によっては代本か時価で弁償してもらう。

賞罰規定

学校長は学校教育法の定めるところにより下の褒賞懲罰を行う。

- 1 善行者はこれを表彰する。
- 2 次の行為はその軽重によりこれを訓告・謹慎・登校停止又は退学に処す。
 - (1) 学校秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
 - (2) 飲酒喫煙をした者
 - (3) 公共物を故意に汚損又は破壊した者
 - (4) 窃盗行為を行った者
 - (5) 暴力脅迫行為を行った者
 - (6) 凶器を所持した者
 - (7) 試験において不正行為を行った者
 - (8) 男女生徒間の風紀を乱した者
 - (9) 出入りを禁ぜられている遊技場等に入ったりした者
 - (10) 出席常ならず素行不良の者
 - (11) 交通違反事故を起こした者
 - (12) ネット上での誹謗・中傷，他の者の画像等を許可なく掲載した者
 - (13) その他本校生徒として不適格と認める者